

令和5年度財政的援助団体等の監査結果 に基づき取り組んだ状況（講じた措置） 個表

【出資団体】

○公益財団法人三重県動物管理事務所	1
○株式会社三重県松阪食肉公社	2
○一般社団法人三重県畜産協会	3
○公益社団法人みえ林業総合支援機構	4

【公の施設関係】

○みえ県民交流センター運営委員会	5
------------------	---

【補助金等交付団体】

○日本赤十字社伊勢赤十字病院	6
○国立大学法人三重大学医学部附属病院	7
○医療法人栄恵会白子ウイメンズホスピタル	8
○公益社団法人津地区医師会	9
○社会福祉法人博愛会	10
○社会福祉法人正寿会	11
○有限会社桜の里	12
○医療法人十愛会	13
○社会福祉法人維雅幸育会	15
○社会福祉法人聖マッテヤ会	16
○特定非営利活動法人共同受注窓口みえ	17
○学校法人大川学園	18
○公益社団法人三重県私学振興会	19
○岡田パッケージ株式会社	20

令和6年10月

三重県監査委員事務局

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	医療保健部	団体名	公益財団法人三重県動物管理事務所
-----	-------	-----	------------------

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があつたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
経理事務	ア 退職手当の支払を支出調書に基づき行っていなかった。 イ 日付の記載されていない納品書及び請求書を受領していた。
財務諸表	ウ 引当資産への積み立て不足分を誤って未払金で調整した貸借対照表等を作成していた。

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があつたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	対応状況
経理事務	ア 退職手当の支出に必要な支出調書を確認のうえ添付しました。 イ 日付の記載されていない納品書及び請求書については、納入業者等に記入を促すとともに受付印を用いて受領日を明記するように改めました。
財務諸表	ウ 退職、償却資産等の引当資産については、事業年度内に積み立てを行い、未払金として処理しないよう改めました。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。
今後も適切な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	農林水産部	団体名	株式会社三重県松阪食肉公社
監査結果及び意見			
(1) 令和4年度決算における純損益は約1,139万円の赤字となっており、3年度に比べ約433万円改善しているものの、平成27年度から8期連続の赤字であり、累積欠損金も約1億4,850万円となっている。			
また、中期経営改善計画（令和3年度～令和5年度）を策定し、事業年度ごとに計画値を定めて進捗管理をしているが、4年度は18項目中、牛のと畜頭数など13項目が未達成となっている。			
安定的な経営基盤を確立するため、中期経営改善計画の着実な推進を図るとともに、引き続き、収支の改善に積極的に取り組み、経営の健全化に努められたい。			
所管部局に対する意見			
(2) 平成27年度以降8期連続で純損益が赤字となっており、また、累積欠損金も約1億4,850万円となっていることから、中期経営改善計画の達成に向け指導・助言等を行うとともに、安定的な経営基盤を確立し経営の健全化が図られるよう助言・支援等を行われたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1) 豚と畜頭数は、令和3年4月に豚熱が発生し一時停止した農場に対し、再開見込みの段階で早くから出荷要請の働きかけを継続的に行つたことで当公社へ入荷することができた結果、令和5年度は75,320頭(103.6%)となり、昨年より2,590頭増加しました。また、豚熱の影響で1件の生産者からの出荷が無いものの、当公社への出荷要請を継続することで、令和6年5月以降徐々に入荷される見込みです。豚の収入については、と畜解体料収入と冷蔵保管料収入のみとなることから、肉事業者と生産者とのコミュニケーションを図り、枝肉の仕上がり状態を良くすることで、集荷頭数の確保に向け取り組みます。			
牛と畜頭数は、6,291頭(100.8%)となり、昨年より48頭の微増となりました。松阪牛と畜頭数は156頭増加したものの、その他の牛と畜頭数は108頭減少となりました。松阪牛以外のと畜頭数は平成24年より12年連続で減少して集荷が厳しい状況となっており、肉事業者、特にJA全農みえに協力してもらえるようさらなる働きかけを行います。			
令和6年度から新しい中期経営改善計画となりますので、経費の大きな割合を占める電力費・燃料費については効率的な稼働の実現、修繕費についてはこまめな点検の実施、また、豚格落ち率や牛・豚皮不良率の低下については、と畜技術の向上を図るなど、中期経営計画の達成に向け取り組みます。			
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 三重県松阪食肉公社の収支改善が図られるよう、出資関係市町と連携して、運営効率化に向けた改善策の実施を働きかけました。今後も、引き続き経営の健全化が図られるよう公社への指導・助言を行うとともに、関係市町と協調して支援していきます。			

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	農林水産部	団体名	一般社団法人三重県畜産協会
補助金等名	①飼料価格高騰緊急対策事業費補助金、②家畜伝染病緊急防疫体制整備事業費補助金、③豚熱衛生管理再生緊急支援事業費補助金、④畜産振興事業費補助金		

監査結果及び意見

- (1) 第6次中期計画（令和2年度～令和4年度）において、肉用子牛生産者補給金制度の登録頭数など14項目の目標数値を定めているが、最終年度の令和4年度は11項目が未達成であった。次期中期計画においては、農業者への事業の周知や関係機関との連携を強化することなどにより、目標の達成に努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出が、交付要領に基づき速やかに行われていなかった。(①)

所管部局に対する意見

- (3) 第6次中期計画における数値目標14項目中11項目が未達成であったので、次期中期計画においては、農業者への事業の周知や関係機関との連携を強化することなどにより、団体が目標を達成できるよう、指導・助言等を行われたい。
- (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。(①)

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

- (1) 第7次中期計画の実行に関しては、農家戸数が減少する状況の中であるが各項目の目標数値達成のため、生産者や事務委託先団体への各事業の内容周知や情報発信、関係機関との連携維持強化に努めています。令和5年度実績では、目標数値設定14項目中未達成は5項目に改善しました（項目達成率は64%に改善）。また、未達成である5項目の各達成率も94%以上に留めることができました。令和6年度事業の推進に当たっても事業説明会や事務委託先団体への現地調査、情報発信、関係機関との連携に努めながら業務の推進を図ります。

(2)

項目	内容
補助金等事務	ア 令和4年度分消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、交付要領に基づく県知事への速やかな報告を失念しており、令和6年1月15日付で提出しました。令和5年度分報告は、消費税額及び地方消費税額の確定申告時期である6月30日を基準に消費税額確定後の令和6年7月11日に提出しました。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (3) 令和5年度は、各事業の内容が生産者へ周知され目標が達成できるように関係機関と連携して支援を行いました。今後も引き続き、目標が達成できるように指導・助言を行います。
- (4) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	農林水産部	団体名	公益社団法人みえ林業総合支援機構
監査結果及び意見			
(1) 中長期経営計画が未策定なので、早期に策定されたい。			
(2) 定款で無報酬と定めているにもかかわらず、非常勤の監事について、報酬を支払う議案を総会で決議していたので、適正化を図られたい。			
所管部局に対する意見			
(3) 中長期経営計画が早期に策定されるよう、引き続き団体に対する指導・助言等を行われたい。			
(4) 定款で無報酬と定めているにもかかわらず、非常勤の監事について、報酬を支払う議案を総会で決議していたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1) 令和6年4月に、中期計画（令和6年度から令和10年度）を策定しました。			
(2) 監事に報酬を支払うことができるよう、定款を変更しました。			
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(3) 令和5年度において、中期計画を速やかに作成するよう指導した結果、令和6年4月に策定されました。			
(4) 令和5年度において、定款変更を行うよう指導した結果、定款が変更され、令和6年2月から施行されました。			

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	環境生活部	団体名	みえ県民交流センター運営委員会
公の施設名	みえ県民交流センター		
監査結果及び意見			
(1) 基本協定書に定める成果目標について、来館者数や事業参加者満足度の項目が目標を下回っているので、現状を分析のうえ、目標が達成できるよう努められたい。			
所管部局に対する意見			
(2) 成果目標が達成できていない項目について、団体の目標が達成できるよう、指導・助言等を行わみたい。 成果目標については、施設の設置目的や利用実態に沿ったものとなっているか、見直しも含め検証されたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1) 達成できなかった成果目標のうち、センター来館者数については、令和5年度中に、外部委員会や利用者アンケートを実施し、魅力ある事業内容をめざした企画運営を行うとともに、NPOやボランティアに関心が持てるようセンター内の展示等を充実したほか、令和6年2月には利用スペースの配席等の見直しを行いました。その結果、令和5年度実績は34,394人となり4年度に比べ7,593人増加しました（成果目標は未達成）。今後は、来館者の実態分析等をふまえ、自主事業として開催する各種セミナー等をより魅力あるものとするほか、来館につながるような展示・図書の充実を図るなど、引き続き、来館者数の増加に取り組みます。また、センター周辺の駐車場案内の作成やセンター利用の案内を配布することなどにより、センターのより一層の周知や来館者の利便性の向上にも取り組みます。 事業参加者満足度については、令和5年度実績は約87%と目標の85%以上を達成することができました。今後も事業参加者のニーズや時代の潮流にあった事業の企画運営を行っていきます。			
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 成果目標が達成できていない項目について、令和5年度中に、魅力ある事業内容をめざした企画運営やセンター内の展示等の充実を図るよう指定管理者に指導・助言したほか、令和6年3月の意見交換では、貸出図書に関する表示の改善や、利用しやすい導線等について、助言を行いました。今後も、指定管理者との意見交換を毎月行い、センターの利用実態や企画内容等を隨時把握しながら、来館者数の増加に向け、指導・助言を行います。 成果目標については、センターの利用実態を分析するとともに、コロナ禍以降に進展したオンラインの定着や各地域での市民活動活性化に向けた支援強化、アウトリーチ事業の拡充など、センターを取り巻く状況等の変化をふまえ、指定管理者や外部委員会での意見を聴きながら検証を行っています。引き続き、今後の適切な成果目標等について検討していきます。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	日本赤十字社伊勢赤十字病院
補助金等名	①小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金（周産期母子医療センター運営事業）、 ②救命救急センター運営事業補助金、③医療機関・薬局等における物価高騰対策支援金、 ④看護職員等処遇改善事業補助金、⑤三重県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等施設・設備整備事業補助金、⑥新型コロナウイルス感染症対策事業補助金		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 請求書に請求日の記載漏れがあった。①

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①
- (3) 請求書において、請求日の記載漏れがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。①
- (4) 概算払により交付した補助金について、実績報告書及び概算払精算書が提出され返納を要する精算残金が生じているにもかかわらず、年度末までに精算手続きを行うことなく、翌年12月に残金の返納をさせるまでの間、団体に滞留させていたので、今後、適正な事務処理を行われたい。④

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

- (1)

項目	内容
補助金等事務	ア 令和5年度の補助金においては、請求日の記載漏れがないか十分確認し、請求書を発行しました。今後も記載漏れがないか確認し、適切な事務処理を行います。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。
- (3) 令和5年度の補助金においては、請求書の日付の記載など内容を十分確認の上受領しました。今後も請求書の内容を確認するなど、適切に事務処理を行います。
- (4) 令和4年度に概算払により交付した当該補助金については、令和5年12月に精算処理を行いました。今後も、概算払により交付する補助金がある場合は、概算払精算書の提出を求めるとともに、年度内に精算を行い、適正な事務処理を行います。

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	国立大学法人三重大学医学部附属病院
補助金等名	①小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金（周産期母子医療センター運営事業）、 ②小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金（小児在宅医療・福祉連携事業）、③救命救急センター運営事業補助金、④ドクターへリ運航事業補助金、⑤医療機関・薬局等における物価高騰対策支援金、⑥看護職員等処遇改善事業補助金、⑦周産期新生児科指導医育成事業補助金、⑧新型コロナウイルス感染症対策事業補助金		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 実績報告書を交付要領に定める期限内に提出していなかった。⑦

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。⑦

- (3) 概算払により交付した補助金について、減額の変更交付決定を行うとともに、それに基づく実績報告書及び概算払精算書が提出されているにもかかわらず、当初の概算払額のまま精算を行わず、翌年12月に精算残金を返納させるまでの間、県に返納すべき残金を団体に滞留させていたので、今後、適正な事務処理を行われたい。⑥

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	内容
補助金等事務	ア 令和5年度においては、交付要領に基づく実績報告書を期限内（令和6年4月7日まで）の令和6年4月5日に提出しました。今後とも交付要領に基づき、適切に処理します。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。

- (3) 令和4年度に概算払により交付した当該補助金については、令和5年12月に精算処理を行いました。今後も、概算払により交付する補助金がある場合は、概算払精算書の提出を求めるとともに、年度内に精算を行い、適正な事務処理を行います。

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	医療法人栄恵会白子ウィメンズホスピタル			
補助金等名	①三重県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業補助金、②産科医等確保支援事業補助金、③三重県助産師養成所実習施設確保推進事業補助金、④医療機関・薬局等における物価高騰対策支援金					
監査結果及び意見						
(1) 概ね適正に処理されていた。						
所管部局に対する意見						
(2) 交付決定通知書において、一部の条件を付していなかったので、今後、適正な事務処理を行われたい。①						
(3) 請求書において、団体に対し請求日の記入を記載例に示さなかつたことから、日付が未記入の請求書を受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。④						
講じた措置						
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕						
(2) 今後は交付決定通知書に、交付要領において付することとしている条件を全て記載することとし、適正な事務処理を行います。						
(3) 今後は請求日が記載された請求書を受領することとし、適正な事務処理を行います。また、令和6年5月から募集開始した医療機関における食材料費高騰対策支援金では、記載例において、提出書類に日付を記載することを明記しました。						

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	公益社団法人津地区医師会
補助金等名	①三重県看護師等養成所運営費補助金、②看護師等養成所における物価高騰対策支援補助金、③救急医療機関活動補助金、④三重県救急医療情報システム応需促進事業補助金		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 実績報告書において、補助対象経費の計上誤りがあった。（補助金の確定額に影響はない。）① イ 請求書に請求日の記載漏れがあった。④

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、④
- (3) 実績報告書において、補助対象経費の計上誤りがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。①
- (4) 請求書において、請求日の記載漏れがあったが、内容を十分に確認することなく受領していくので、今後、適正な事務処理を行われたい。④

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	内容
補助金等事務	ア 令和5年度においては、補助対象経費の計上誤りがないよう、記載内容及び根拠となる資料を十分に確認したうえで、実績報告書を提出しました。今後、計上誤りのないよう留意し、適正な実績報告を行います。 イ 令和5年度の補助金においては、請求日の記載漏れがないか十分確認し、請求書を発行しました。今後も記載漏れがないか確認し、適切な事務処理を行います。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。
- (3) 令和5年度の実績報告書については、補助対象経費の計上誤りがないなど、十分に内容を確認したうえで受領しました。今後、実績報告書を十分に確認するなど、適正な事務処理を行います。
- (4) 令和5年度の補助金においては、請求書の日付の記載など内容を十分確認の上受領しました。今後も請求書の内容を確認するなど、適切に事務処理を行います。

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	社会福祉法人博愛会
補助金等名	①軽費老人ホーム運営費補助金、②新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金、③三重県介護従事者確保事業費補助金（ＩＣＴ導入支援事業）、④外国人留学生奨学金支給支援事業補助金		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	<p>ア 実績報告書を交付要領に定める期限内に提出していなかった。②、③</p> <p>イ 概算払を受けているが、概算払精算書を提出していなかった。②</p> <p>ウ 事前着手理由書に記載の事前着手日よりも前（前年度）に奨学金を支給していた。④</p>

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②、③、④
- (3) 団体に対し、概算払精算書の提出を求めることなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。②
- (4) 事業年度終了後に概算払を行っていたため、今後、適正な事務処理を行われたい。②
- (5) 団体が前年度に支出した経費に対し補助金を交付していたので、必要な是正措置を行われたい。④
- (6) 請求書において、団体に対し請求日を記入しないことを依頼していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。④

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	内容
補助金等事務	<p>ア 実績報告書の期限内の提出について、監査終了後、担当職員ならびに関係職員に対し、交付要領を再確認の上、周知・徹底を行いました。</p> <p>イ 今後は、概算払精算書を提出するよう、職員に対し周知・徹底をしました。</p> <p>ウ 誤って算定していた補助対象経費を削除して実績報告書を提出し、過払い分の補助金を令和6年7月10日に返還しました。</p>

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 団体の会計事務等に関する改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。
- (3) 今後は、団体に対して概算払精算書の提出を求めるなど、適正な事務処理を行います。
- (4) 今後は、事業年度終了後に概算払を行わないよう、指導しました。
- (5) 補助対象外の経費について、団体に対し、補助金の返還を求めました。
- (6) 今後は、請求日が記載された請求書を受領することとし、適正な事務処理を行います。

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	社会福祉法人正寿会
補助金等名	①軽費老人ホーム運営費補助金、②三重県介護従事者確保事業費補助金（三重県介護ロボット導入支援事業）、③新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金、④介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 状況報告書を提出していなかった。② イ 実績報告書を交付要領に定める期限内に提出していなかった。③ ウ 概算払を受けているが、概算払精算書を提出していなかった。③

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②、③
- (3) 状況報告書の提出漏れがあったので、今後、適正な事務処理を行われたい。②
- (4) 団体に対し、概算払精算書の提出を求めることがなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。③

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	内容
補助金等事務	ア 状況報告書の提出について、交付要領を再確認の上、今後適正な事務処理を行うよう、職員に対し周知・徹底しました。 イ 実績報告書の期限内の提出について、監査終了後、担当職員ならびに関係職員に対し、交付要領を再確認の上、周知・徹底を行いました。 ウ 今後は、概算払精算書を提出するよう、職員に対し周知・徹底をしました。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 団体の会計事務等に関する改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。
- (3) 今後は、交付要領の規定に基づき状況報告書の提出を求めるなど、適正な事務処理を行います。
- (4) 今後は、団体に対して概算払精算書の提出を求めるなど、適正な事務処理を行います。

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	有限会社桜の里
補助金等名	①三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金、②新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金、③三重県介護従事者確保事業費補助金（介護助手導入支援事業）、④介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 実績報告書を交付要領が定める期限内に提出していなかった。② イ 概算払を受けているが、概算払精算書を提出していなかった。②

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②
- (3) 団体に対し、概算払精算書の提出を求めることなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。②

講じた措置

[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1)

項目	内容
補助金等事務	ア 実績報告書の期限内の提出について、監査終了後、担当職員ならびに関係職員に対し、交付要領を再確認の上、周知・徹底を行いました。 イ 今後は、概算払精算書を提出するよう、職員に対し周知・徹底をしました。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

- (2) 団体の会計事務等に関する改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。
- (3) 今後は、団体に対して概算払精算書の提出を求めるなど、適正な事務処理を行います。

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	医療法人十愛会
補助金等名	①三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金、②介護職員処遇改善支援補助金、③介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金、④新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	<p>ア 補助事業に係る契約事務において、補助金交付要領に規定する県会計規則に準拠した処理を行っていなかった。①</p> <p>イ 補助事業に係る入札（見積）結果報告書において、入札（見積）者名や調達する機種の記載誤りがあった。①</p> <p>ウ 工事着工報告書及び工事進捗状況報告書において、必要な書類を添付していなかった。①</p> <p>エ 実績報告において、補助対象経費の計上誤りがあった。（補助金の確定額に影響はない。）①</p> <p>オ 請求書に請求日の記載漏れがあった。③</p> <p>カ 概算払を受けているが、概算払精算書を提出していなかった。④</p>

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、③、④
- (3) 入札（見積）結果報告書において、記載に不備があったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。①
- (4) 工事着工報告書及び工事進捗状況報告書において、必要な書類の添付漏れがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。①
- (5) 実績報告書において、補助対象経費の計上誤りがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。①
- (6) 請求書において、請求日の記載漏れがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。③
- (7) 団体に対し、概算払精算書の提出を求めることがなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。④

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	内容
補助金等事務	<p>ア 職員に対し、今後の補助金事業の実施については、県会計規則の遵守及び適正な事務処理を行うよう周知・徹底しました。</p> <p>イ 今後は、提出書類の内容に記載誤りがないか十分確認するよう、職員に対し周知・徹底しました。</p> <p>ウ 今後は、報告書の提出時に必要書類の添付漏れ等がないか十分確認するよう、職員に対し周知・徹底しました。</p> <p>エ 今後は、実績報告の際に、適正に補助対象経費を計上するよう、職員に対し周知・徹底しました。</p> <p>オ 今後は、提出書類の日付に記載漏れがないか十分確認するよう、職員に対</p>

	し周知・徹底しました。 カ 今後は、概算払精算書を提出するよう、職員に対し周知・徹底しました。
--	--

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

- (2) 団体の会計事務等に関する改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。
今後も適正な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。
- (3) 提出された報告書等の内容について、記載誤りがないか複数人で確認するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行います。
- (4) 提出された報告書に、必要書類の添付漏れ等がないか複数人で確認するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行います。
- (5) 実績報告の際に、補助対象経費の計上誤りがないか複数人で確認するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行います。
- (6) 提出書類の日付に記載漏れがないか複数人で確認するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行います。
- (7) 今後は、団体に対して概算払精算書の提出を求めるなど、適正な事務処理を行います。

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	社会福祉法人維雅幸育会
補助金等名	①障害者施設整備事業費補助金、②障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金、③三重県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 年度終了実績報告を交付要領に定める期限内に提出していなかった。①

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	内容
補助金等事務	ア 県の所管部局とともに関係補助金交付要領を確認し、提出期限を遵守するよう職員に周知しました。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 団体の会計事務等に関する改善を要する事項については、適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	社会福祉法人聖マッテヤ会
補助金等名	①障害者施設整備事業費補助金、②児童家庭支援センター運営事業費補助金、③三重県児童養護施設等の生活向上のための環境改善(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業)事業費補助金、④三重県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 工事完了報告書を提出していなかった。① イ 実績報告書において、補助対象経費の計算に誤りがあった。④

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、④
- (3) 工事完了報告書の提出漏れがあったので、関係交付要領の内容を確認し、今後、適切な事務処理を行われたい。①
- (4) 実績報告書において、団体が算出した補助対象経費の計算に誤りがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。④

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	内容
補助金等事務	ア 書類を作成し、県へ報告を行いました。 イ 実績報告書において補助対象経費の計算に誤りがあったため、実績報告書を再提出しました。令和6年1月19日付けで補助金の交付決定の一部取り消し決定の通知があり、令和6年1月29日に補助金の返還を行いました。 今後は関係交付要領に基づき、適正に処理します。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適正に処理するよう指導しました。今後は適正な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。
- (3) 関係交付要領を再確認し、規定に基づき適切に処理するよう指導しました。今後は適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、規定に基づき適切に処理するよう留意します。
- (4) 令和5年度三重県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金においては、提出書類の記載誤りの防止及び審査徹底のため、様式を変更するとともに記載方法について周知・指導を行いました。

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	特定非営利活動法人共同受注窓口みえ
補助金等名	三重県障がい者共同受注窓口事業費補助金		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 実績報告書において、補助事業が完了したにもかかわらず決算見込み額が計上されているとともに、補助対象経費の計上に誤りがあった。(補助金の確定額に影響はない。)

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
- (3) 実績報告書において、見込み額による決算報告や団体が算出した補助対象経費の計上に誤りがあったが、内容を十分に確認することなく受領していたので、今後、適正な事務処理を行わみたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	内容
補助金等事務	ア 令和5年度の実績報告書については、決算額を計上するとともに、補助金交付要領を確認し、適正に補助対象経費の計上を行いました。今後も引き続き、補助金交付要領等の確認を徹底し、誤りのないよう適切に処理します。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について、補助金交付要領等を確認し、適正に処理するよう指導しました。今後も適正な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。
- (3) 今後は、実績報告書等の提出書類について、内容に誤りがないかを十分に確認し、適正な事務処理を行います。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	子ども・福祉部	団体名	学校法人大川学園			
補助金等名	①私立幼稚園等振興補助金、②私立幼稚園等心身障がい児助成事業補助金、③認定こども園等緊急環境整備事業費補助金、④私立高等学校等教育改革推進特別補助金					
監査結果及び意見						
(1) 概ね適正に処理されていた。						
所管部局に対する意見						
(2) 請求書において、団体に対し請求日を記入しないことを依頼していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。②						
講じた措置						
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕						
(2) 今回の事案を所属内で共有し、団体に対して送付している請求書の記入要領の内容を見直すとともに会計規則に基づく適切な事務処理を行うよう注意喚起を行いました。						

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	環境生活部	団体名	公益社団法人三重県私学振興会
補助金等名	私学振興会退職基金事業補助金		
監査結果及び意見			
(1) 概ね適正に処理されていた。			
所管部局に対する意見			
(2) 交付申請書及び実績報告書の提出期限について、取扱要領において「知事が指定する日」としているが、提出期限を指定していなかったので、期限を指定し、団体に明示されたい。			
講じた措置			
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 令和5年度においては、交付申請書及び実績報告書の提出について、団体あての通知文に提出期限を記載しました。令和6年度以降も団体に対して提出期限を明示していきます。			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	雇用経済部	団体名	岡田パッケージ株式会社
補助金等名	中小企業高付加価値化投資促進補助金		

監査結果及び意見

- (1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があつたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 交付申請書及び実績報告書において、補助金交付要件に係る項目を誤って記述し、提出していた。

所管部局に対する意見

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があつたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
- (3) 当該補助金の交付については、補助金交付要件を満たさない状況にあるので、必要な是正措置を行われたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

- (1)

項目	内容
補助金等事務	ア 計画申請書と実績報告書で雇用計画の年月に相違があつたことや常用雇用者の定義を誤って認識しカウントしていたため、県による指導のもと、申請時の常用雇用者について、改めて確認し、常用雇用者の定義に基づき整理を行い、交付要件となる常用雇用者数等を修正しました。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 補助金交付要件の確認について、これまで申請時は書面による確認のみとしていましたが、今回のような事例が発生したことから、申請時には要件や雇用人数の考え方について、事業者へ丁寧に説明することで疑義の解消に努めています。
- また、事務処理の手順を見直し、事業完了時の検査に加えて、交付決定後直ちに常用雇用者の定義に基づき、申請書記載の雇用人数について再度確認を行います。

(3) 交付要領の中の第1条の目的の趣旨にある「雇用の維持を図る」の企業誘致推進課の考え方としては、企業側が整理解雇等を行わないことを前提としたものでありましたが、同要領の作成上の不備によりその旨が明瞭に記載されていなかったことから、「雇用が維持されておらず、交付要件を満たしていない」との指摘を受けることになりました。今回の事案においては、本社移転に伴う従業員の自己都合での離職による一時的な人員減少、かつ、継続して求人活動を行っていることから、取消事由には当たらないと考えています。

なお、当該補助金は3年間の雇用の維持が採択要件となっていることから、企業に対しては、継続して求人活動が行われていることを適宜確認し、もし求人活動が行われていない場合は、交付決定の取消しを行うこととしています。

また、別表1の採択要件の一つである「・・・補助事業計画申請時と同数以上で事業完了後三年間維持すること。」では本来意図する「企業側が整理解雇等を行わず、雇用者の維持・拡大の実現に努めること」が伝わらないことから、文言を明瞭化するための改正を令和6年4月1日に実施しました。